

個品割賦購入あっせん契約約款

(平成19年11月 経企第 800号)

(約款の適用及び契約内容)

第1条 当社は、この個品割賦購入あっせん契約約款を定め、これにより購入者と割賦購入あっせん契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

2 本契約は、購入者が割賦購入あっせん申込書(以下「本申込書」といいます。)記載の販売店との間で締結する売買契約に基づき購入する本申込書記載の携帯電話機及びその付属品等(以下「商品」といいます。)の現金価格合計から頭金を除いた額(以下「分割支払金」といいます。)を、当社が購入者に代わって販売店に立替払いすることについて、購入者から受託することをその内容とします。
(本契約の申込みをすることができる者の条件)

第2条 本契約の申込みをすることができる者は、当社のFOMAサービス契約約款(以下「FOMA約款」といいます。)に定めるところにより、当社とFOMA契約を締結している者であって、バリュープランを選択している場合に限りま

す。
(契約の申込方法及び承諾等)

第3条 購入者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。

(1) 本契約に係る購入者の氏名又は名称

(2) 本申込書記載の携帯電話機を主として接続する購入者のFOMA(以下「指定FOMA回線」といいます。)

(3) その他本契約申込みの内容を特定するための事項

2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本契約の申込みをした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 本契約の申込みをした者と当社との間で締結している割賦購入あっせん契約の数が当社が定める基準を超えたとき。

(3) 本契約の申込みをした者が本申込書記載のドコモ各社と締結しているFOMAサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(5) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 本契約は、当社が本申込みを承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店から購入者にその旨が通知されるものとします。なお、本申込み時に販売店に支払われた申込金は本契約成立時に頭金に充当されます。

2 購入者と販売店との間の商品の売買契約(以下「売買契約」といいます。)は、その申込みがあった後、販売店が購入者に代わって当社に本契約の申込みをしたときに成立するものとしますが、その効力は本契約が成立したときから発生します。また、本契約が不成立となった場合には、売買契約も本契約の申込時に遡

て成立しなかったものとしします。

3 本契約が不成立のときは、申込金及び本申込書は販売店から購入者に速やかに返還されるものとしします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、本契約成立後本申込書記載の時期に販売店から購入者に引渡しされるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が販売店から購入者に移転するものとしします。

(分割支払金の支払方法)

第6条 購入者は、分割支払金を、本申込書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに、本申込書記載の支払方法により、当社(第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社)に支払うものとしします。

(債務の履行の継続)

第7条 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との指定FOMA回線の契約が解除又は利用休止された場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとしします。

(届出事項の変更)

第8条 購入者は、当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとしします。

2 購入者は、前項の住所の届出がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに異議ないものとしします。

(契約上の地位の譲渡)

第9条 購入者は、指定FOMA回線のFOMA約款に規定する名義変更があったときは、本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。

2 購入者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面によりFOMA約款に規定する所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、次の場合にはその請求を承諾しないことがあります。

(1) 前項の規定により、本契約上の地位の譲渡を受ける者(以下「譲受人」といいます。)が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 譲受人が、指定FOMA回線に係る契約の譲受人以外であるとき。

(3) 譲受人と当社との間で締結している割賦購入あっせん契約の数が当社が定める基準を超えたとき。

(4) 譲受人が本申込書記載のドコモ各社と締結しているFOMAサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(6) その他当社が不相当と判断したとき。

(期限の利益喪失)

第10条 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとしします。

(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社(第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社)から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) 売買契約が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）となる場合で、購入者が分割支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となるその会社）の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- (2) 購入者が当社又はドコモ各社と締結している本契約以外の割賦あっせん契約に基づく債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (3) 購入者が当社又はドコモ各社と締結しているFOMAサービスに関する料金その他の債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかったとき。
- (4) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。
- （遅延損害金）
- 第11条 購入者が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。
- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- （見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）
- 第12条 購入者は見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかなきときは、速やかに購入者は販売店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除ができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、購入者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。
- （支払停止の抗弁）
- 第13条 購入者は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、当社に対する支払いを停止することができるものとします。
- (1) 商品の引渡しが行なわれないこと。
- (2) 商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
- (3) その他商品の販売について、販売店に対して生じている事由があること。
- 2 当社は、購入者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- 3 購入者は前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4 購入者は第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面及び資料を当社に提出するよう努めるものとします。
- また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、購入者はその調査に協力するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- (1) 売買契約が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）であるとき。

- (2) 本申込書記載の支払総額が4万円に満たないとき。
- (3) 購入者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- (4) 第1項各号の事由が購入者の責に帰すべきとき。

(合意管轄裁判所)

第14条 購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(割賦債権の譲渡)

第15条 当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を本申込書記載の当社以外のドコモ各社又はその他第三者に譲渡することがあります。

この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報を譲渡先に提供することをあらかじめ同意するものとします。

- 2 前項の場合において、譲渡先が当社又はドコモ各社の場合には、当社又はドコモ各社は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとします。